本契約書のひな形をダウンロードいただきありがとうございました。

本契約書はあくまで「たたき台」ですので、本契約書の最後に記載の使用方法・注意事項をご確認ください。

業務委託契約書

●●(以下「甲」という。)と●●(以下「乙」という。)とは、業務の委託に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(目的)

第1条

　甲は乙に対し、本契約に基づき、自社の業務改善のため、乙に対して●●業務を委託し、乙はこれを受託する。

(業務)

第２条　甲は、乙に対して、以下の業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

(1) ●●●●

(2) ●●●●

(3) これらに付随する一切の業務

（委託料等）

第３条　本契約の委託料は、金●万円（消費税込）とする。

　　２　乙が本件業務を遂行する上で必要となる実費は乙の負担とする。

　　３　甲は、乙に対し、●年●月●日限り、委託料を下記振込口座に振り込んで支払う（振込手数料は甲負担。）。

　　　　●●銀行●●支店　　普通預金

　　　　口座番号　　●●●●●●

　　　　口座名義　　●●●●●●

　　４　第１項の定めにかかわらず、本件業務の履行ができなくなったとき又は本件業務の履行が中途で終了したときは、乙は、甲に対し、当該時点までになされた本件業務の履行の割合に応じた額の委託料を請求することができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由によって本件業務の履行ができなくなった場合は、乙は甲に対し、第１項に定める委託料を請求することができるものとする。

(業務遂行上の義務等)

第４条　乙は、甲に対し、甲所定のフォームに従い、業務従事者及び業務時間等を記入したうえ、営業日終了後毎日、甲宛てに電子メールにより送信しなければならない。

　　２　乙は、本件業務の履行の状況に関して、甲からの請求があったときには、その状況につき直ちに報告しなければならない。

　　３　乙は、本件業務の遂行に関して甲に適用される法令、監督官庁の告示・通達及び業界の自主ルール等を遵守しなければならない。

４　甲及び乙は、それぞれ、本件業務の統括責任者を定め予め相手方に通知し、これを連絡窓口とすることにより、双方の業務の円滑かつ効率的な遂行に協力する。

(再委託)

第５条　乙は、次に掲げる再委託先候補に関する事項を甲に通知し、甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り、乙と業務委託契約を締結した第三者(以下「再委託先」という。)に、本件業務を必要な範囲で再委託することができる。

⑴　住所及び名称又は商号

⑵　乙と再委託先候補との間の取引関係及び取引実績

⑶　再委託する業務の内容及び範囲

⑷　その他、甲が必要とする情報

２　前項により再委託が可能となる場合であっても、乙は、再委託先に対して本契約における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

(秘密保持)

第６条　甲及び乙は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。ただし、秘密情報を受領した者は、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、それらの者に本条に定める義務と同様の義務を負わせることを条件に、秘密情報を受領した者の責任において、必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。また、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた秘密情報についても、必要最小限の範囲で開示することができる。

　　２　前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

⑴　開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

⑵　開示を受けた際、既に公知となっている情報

⑶　開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

⑷　正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

⑸　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

３　甲及び乙は、相手方の事前の書面(ファクシミリ及び電子メール等を含む。)による承諾がない限り、秘密情報の情報開示日から3年間は、当該秘密情報を秘密に保持し、第三者に開示、提供してはならない。

（検査）

第７条　本件業務が納品物（以下、本件業務に基づき納品された納品物を単に「納品物」という。）を納品するものである場合、甲は、納品物が納品された後、●日以内に当該納品物を検査し、乙に対して合格又は不合格の通知をしなければならない。

　　２　甲は、前項の検査により納品物が本契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）等を発見したときは、直ちに乙に対し不合格の通知をしなければならない。当該通知がなされないまま前項に定める検査期間が経過した場合、当該納品物は検査に合格したものとみなす。

　　３　乙は、検査の結果、不合格とされた場合、納品物に必要な修正を行い、甲乙別途協議して定める期限までに再度納品することとする。この場合、納期延長による甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

(権利の帰属)

第８条　納品物について生じ又は本件業務の遂行の過程で生じる発明、考案又は創作について、所有権並びに特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）その他一切の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。）は、委託料の完済時に乙から甲に移転する。

　　２　前項にかかわらず、同種の●●●●に共通に利用されるノウハウ、ルーチン、モジュール等に関する権利は、甲に移転せず、乙に留保される。

３　納品物につき、乙に著作者人格権が発生する場合、乙は同権利を行使しない。

（品質保証期間）

第９条　乙は、甲に対して、納品物につき、納品日から●年間、仕様書どおりの品質性能を有することを保証し、甲の過失によらない故障につき無償で修理を行う。

(個人情報の取扱い)

第１０条　「個人情報」とは、乙が本件業務を遂行するために、甲が乙に提供した一切の情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）第2条1項に定めるものをいう。

　　　２　甲及び乙は、本件業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び本契約の定めを遵守して、本件業務の目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、本件業務の目的以外に、これを取り扱ってはならない。

　　　３　甲及び乙は、個人情報の取扱いに関わる責任者を選任し、かつ本件業務に関して個人情報を取り扱う者を特定しなければならない。

　　　４　乙は、個人情報の記録媒体及びデータを施錠可能な場所に保管し、又は情報システム内で管理する。乙は、施錠可能な場所に保存する場合には鍵の管理者を特定し、情報システム内で管理する場合には特定された利用者のみが個人情報にアクセスできるように、識別情報(ID、パスワード等)を設定する。

　　　５　乙は、本件業務が完了した場合、又は甲の指示がある場合には、甲から提供された個人情報並びにその記録媒体及びデータを直ちに返却し、破棄し又は消去する。

　　　６　乙は、乙及び再委託先における個人情報の目的外利用・漏洩・流出等が発生しないよう情報管理の制度、システムの整備・改善、社内規定の整備、従業員の教育、再委託先の監督等適切な措置を講じる。

(契約期間及び更新)

第１１条　本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。

　　　２　前項の規定にかかわらず、本契約の有効期間満了日の３か月前までにいずれの当事者からも何らの意思表示なき場合、同じ条件でさらに１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

　　　３　本条により本契約が終了した場合、又は、第１２条1項により本契約が解除された場合でも、第6条、第8条、第９条、第１０条、第１２条2項、第１３条、第１５条、第１７条は有効に存続する。

(契約の解除)

第１２条　甲は、乙が次の各号のいずれか一つに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴　本契約に定める条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず７日以内に当該違反が是正されないとき

⑵　監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき

⑶　支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき

⑷　第三者より差押え若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

⑸　破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき

⑹　解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

⑺　資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき

⑻　その他、前各号に準じる事由が生じたとき

２　前項の場合、乙は、解除によって甲が被った損害の一切を賠償する。

(損害賠償)

第１３条　甲又は乙は、解除、解約又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用及びその他の実費を含むが、これに限られない。）を賠償しなければならない。

(契約内容の変更)

第１４条　甲及び乙は、本件業務の作業量の増減、経済情勢の変動等の諸事情により、本契約の内容の変更の必要性が生じた場合は、相手方に対し、本契約の内容の変更を求めることができる。この場合、甲及び乙は、誠実に協議を行う。

(契約の協議)

第１５条　甲及び乙は、本契約の規定に関する解釈上の疑義、又は規定に定めのない事項については、法令及び商慣習によるほか、信義誠実の精神に基づき協議を行い解決する。

(譲渡禁止)

第１６条　甲及び乙は相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を他に譲渡し、若しくは承継し、又は本契約に基づく権利義務を他に譲渡し、承継し、若しくは担保にしてはならない。

(合意管轄裁判所及び準拠法)

第１７条　本契約に係る一切の紛争については、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

２　本契約は日本法を準拠法とする。

本契約の成立を証するため本書２通を作成し、各自記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲

乙

本契約書のひな形をダウンロードいただきありがとうございました。

本契約書を「たたき台」として、企業様がこれから締結されようとしている契約書に抜け漏れがないか等ご確認を頂ければと思います。

ただし、本契約書はあくまで「たたき台」です。

契約それぞれには、適宜、取引相手との間で守っていただきたい事項、リスクとなる事項等が存在することが一般的です。

直法律事務所では、取引をされる契約書のレビューはもちろんのこと、契約書を使えるようにしていただくための契約書の解説も行って納品をいたします。もし、締結される契約書の内容にご不安がありましたら、お気軽に直事務所までご連絡をください。

直法律事務所は、会社を良くしていきたいと考える企業様を全力でサポートします。

～顧問サービスのご案内～

直法律事務所の顧問先企業様には、本契約の外にも、法律改正に応じた１００を超える契約書や社内書式を共有し、未然に法律トラブルを防止する体制を敷くように整えていきます。

顧問サービスにご関心がおありの企業様におかれましては、当事務所までお問い合わせを頂ければと思います。